

賃金統計調査を実施します！

厚生労働省及び富山労働局では、本年も賃金に係る次の統計調査を実施します。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い致します。

○最低賃金に関する実態調査

最低賃金の決定・改定等の審議に資することを目的に毎年実施しているもの

【問合せ先：最低賃金に関する基礎調査コールセンター：0120-686-020】

○賃金構造基本統計調査

賃金構造の実態を詳細に把握することを目的に毎年実施しているもの

【問合せ先：富山労働局監督課：076-432-2730】